

電子入札で行う総合評価方式に係る入札参加者の 所在地の取扱いについて（お知らせ） 【工事・測量等委託業務 共通】

平成24年5月14日 福島県入札監理課
（平成25年1月18日 一部更新）

1 主旨

このことについて、委任先が電子入札を行うためには、受任者名義で取得したICカードが必要である旨をホームページでも周知してきたところですが、総合評価方式の評価を行う場合の所在地については、以下のとおり取り扱うことになっておりますので、ご確認願います。

なお、電子入札における入札参加者について、「[福島県電子入札運用基準（工事等）](#)」で定めておりますので、あわせてご確認ください。

2 取扱内容

（1）条件付一般競争入札（工事及び測量等委託業務）においては、委任先がすべての要件を満たしている場合に、本社からの入札参加であっても無効とはならず、入札参加者（当該契約の相手先）は本社となります。
（指名競争入札において、支店が指名されている場合、本社からの応札はできません。）

（2）ICカードを取得した名義人と技術提案書（様式第1号）に記載された名義人が異なった場合、総合評価方式における入札参加者の所在地はICカード名義人で評価されます。

電子入札にあっては、技術提案書の名義人をICカードを取得した名義人と同一にしてください。

以上